

○松江市立児童館設置及び管理に関する条例

平成17年3月31日

松江市条例第199号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定により、児童のための指導及び地域組織活動の育成助長を図るため、児童館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松江市立東津田児童館	松江市東津田町269番地4
松江市立八雲児童センター	松江市八雲町東岩坂111番地5

(指定管理者による管理)

第3条 児童館の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 児童館の運営に関する業務
- (2) 児童館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が児童館の管理運営上必要と認める業務

(休館日)

第5条 児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て休館日を変更し、又は休館日を指定することができる。

- (1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

(4) 8月13日から15日まで

（開館時間）

第6条 児童館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特別の事情により必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

児童館	開館時間
松江市立東津田児童館	午前8時30分から午後6時まで（毎週水曜日・土曜日は、午前8時30分から正午まで）
松江市立八雲児童センター	午前8時30分から午後6時まで（土曜日は、午前8時30分から正午まで）

（損害賠償）

第7条 入館者が、故意又は過失により児童館の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

（市長による管理）

第8条 指定管理者の指定を取り消したときその他のやむを得ない理由があるとき市長が認めるときは、第3条及び第4条の規定にかかわらず、児童館の管理は、市長が行うものとする。

2 前項の規定により市長が児童館の管理を行う場合にあつては、第5条中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは」と、第6条中「指定管理者が特別の事情により必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特別の事情により必要と認めるときは、」と読み替えてこれらの規定を適用する。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成17年7月12日松江市条例第398号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月25日松江市条例第66号）

この条例は、平成19年2月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月17日松江市条例第59号）

この条例は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日松江市条例第55号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日より施行する。

附 則（平成31年3月29日松江市条例第16号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。